地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| 洋野町地域福祉計画  平成25年３月  洋　野　町 | 洋野町地域福祉計画  （中間見直し）  平成３１年３月  洋　野　町 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| 第１章　計画策定にあたって  **１　計画策定の趣旨**  私たちの住むまちには、小さな子どもからお年寄りまで、さらには障がいのある人や外国人など、様々な人が生活を営んでいます。近年では、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、かつては当たり前に共有していた地域住民相互のつながりが薄れ、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。  また、その一方で、客観的に、誰がどのような支援を必要としているのかを把握することは困難になってきている状況にあります。  このような手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、公的福祉サービス・保健サービスで解決できるものもありますが、それだけで十分とは言えません。かつては、生活における課題の多くは、家族や地域社会の力で解決されていましたが、そのような地域の力が弱まった今、公的福祉サービス・保健サービスと家族や地域社会の支え合い助け合いが相互に補完しその役割を果たしていく必要性が認識されています。  また、同時に、地域を支えるボランティア団体やＮＰＯ等の住民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携していくことも重要です。  以上のようなことから、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、地域を支える団体や事業者、行政と協働しながら、すべての住民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくための指針として、「洋野町地域福祉計画」を策定します。 | 第１章　計画策定にあたって  **１　計画策定の趣旨**  私たちの住むまちには、小さな子どもからお年寄りまで、さらには障がいのある人や外国人など、様々な人が生活を営んでいます。近年では、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、かつては当たり前に共有していた地域住民相互のつながりが薄れ、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。  また、その一方で、客観的に、誰がどのような支援を必要としているのかを把握することは困難になってきている状況にあります。  このような手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、公的福祉サービス・保健サービスで解決できるものもありますが、それだけで十分とは言えません。かつては、生活における課題の多くは、家族や地域社会の力で解決されていましたが、そのような地域の力が弱まった今、公的福祉サービス・保健サービスと家族や地域社会の支え合い助け合いが相互に補完しその役割を果たしていく必要性が認識されています。  また、同時に、地域を支えるボランティア団体やＮＰＯ等の住民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携していくことも重要です。  以上のようなことから、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、地域を支える団体や事業者、行政と協働しながら、すべての住民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくための指針として、「洋野町地域福祉計画」を策定しました。  平成29年度に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法が改正され、「地域共生社会の実現」に向けて、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されたことに伴い、計画の中間見直しをするものです。 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| **３　計画の位置づけ**  本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。  また、本計画は、「洋野町総合計画～みんなで創る　ひろのプラン～」を上位計画とし、福祉分野における「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「洋野町次世代育成支援地域行動計画」、「健康ひろの２１プラン」等の各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための基本的な方向性を示しています。  　　●上位計画・地域福祉関連計画等との関係図  **洋野町総合計画**  **～みんなで創る**  ●将来像  **「海と高原の牧場、人々がふれあい、心豊かに、いきいきと躍動するまち」**  ●基本目標  １．住民みんなで取り組む”地域協働のまちづくり”  ２．豊かな地域資源を生かした”いきいき産業のまちづくり”  ３．思いやりあふれる”健康福祉のまちづくり”  ４．人と文化が輝く”生涯学習のまちづくり”  ５．海・山・川の自然輝く”快適環境のまちづくり  ”  ６．安全・安心で”暮らしやすいまちづくり”  ◎  洋野町地域福祉計画  洋野町子育て支援プラン  洋野町次世代育成支援地域行動計画  久慈広域連合第５期介護保険事業計画  健康ひろの２１プラン  洋野町障害福祉計画  ささえあい・あんしんプラン  洋野町高齢者福祉計画  ４．人と文化が輝く”生涯学習のまちづくり” | **３　計画の位置づけ**  本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。  また、本計画は、「洋野町総合計画」を最上位計画とし、福祉分野における上位計画として位置づけるとともに、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「洋野町子ども子育て支援事業計画」、「洋野町次世代育成支援地域行動計画」、「健康ひろの２１プラン」等の各個別計画に共通する理念を相互に関連付け、地域福祉を進めていくためのあり方や体制づくり等の基本的な方向性を示す行政計画です。  ●上位計画・地域福祉関連計画等との関係図  **洋野町総合計画**  ●将来像  **「海と高原の牧場　絆をつなぎ　輝く未来を拓くまち」**  ●基本目標  １．人と人との“絆”を紡ぐまちづくり  ２．人とモノがつながる産業のまちづくり  ４．豊かな心と体を育む生涯学習のまちづくり  ５．恵まれた自然を活かし守るまちづくり  ６．安全でだれもが快適に暮らすまちづくり  ◎  洋野町地域福祉計画  洋野町子ども子育て支援事業計画  洋野町次世代育成支援地域行動計画  健康ひろの２１プラン  洋野町障がい福祉プラン  （ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）  ささえあい・あんしんプラン（洋野町高齢者福祉計画）  久慈広域連合第７期介護保険事業計画  ７．次世代につなぐ自立したまちづくり  個別計画と理念・視点・方向性を共有し、  相互連携して地域福祉を推進します。  洋野町地域防災計画  その他まちづくり関連計画  　教育・文化・環境・住宅・産業など  連携  洋野町社会福祉協議会  洋　野　町　地　域　福　祉　活　動　計　画  協働・一体的  洋野町自殺対策計画  ３．住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| **４　計画の期間**  本計画は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を最終年度とする10年間の計画です。  ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。  ●計画期間 | **４　計画の期間**   1. 中間見直しの背景   　　平成29年度に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケアシステム強化法）」により社会福祉法が改正されました（平成30年４月１日施行）。  この改正では、具体的な取組として「地域共生社会の実現」に向けて、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民の身近な圏域において、分野を超えた地域の生活課題に対する総合的な相談・支援の実施、③関係機関が協働して複合化した地域の課題を解決するための体制づくりの推進が定められました。（社会福祉法第106条の３）  また、これらの改正点と町社会福祉協議会が策定する第２次洋野町地域福祉活動計画との整合性を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた施策の見直しを行います。  ⑵　本計画の見直し規定  洋野町地域福祉計画は、平成24年度に策定され、平成25年度から平成34年度までの10か年を計画期間としていますが、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うことが定められていることから、計画の内容を見直すものです。  ●計画期間  第２次洋野町総合計画  後期計画  前期計画  平成24年度  平成25年度  平成26年度  平成27年度  平成28年度  平成29年度  平成30年度  平成31年度  平成32年度  平成33年度  平成34年度  平成35年度  平成36年度  洋野町総合計画　～みんなで創る　ひろのプラン～  **洋野町地域福祉計画**  洋野町地域福祉計画（中間見直し）  中間見直し  **計画策定**  第２次洋野町地域福祉計画 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| **５　計画の策定体制**  （１）洋野町地域福祉計画策定委員会及び庁内検討会  この計画の策定に当たっては、住民参加により計画を策定する場として、学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などの委員からなる「洋野町地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。  また、「庁内検討会」では、福祉課を中心に庁内関係課等と計画案等の検討を行いました。 | **５　計画の策定体制**  （１）洋野町地域福祉計画策定委員会及び庁内検討会  この計画の策定に当たっては、住民参加により計画を策定する場として、学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などの委員からなる「洋野町健康福祉総合推進協議会」並びに「同協議会地域福祉部会」で審議・検討を行いました。  また、「庁内検討会」では、福祉課を中心に庁内関係課等と計画案等の検討を行いました。  町社会福祉協議会とは、町社会福祉協議会が策定する第２次洋野町地域福祉活動計画との整合性を図り、協働・一体的な計画となるよう検討を行いました。 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| 第２章　地域福祉を取り巻く現状  **２　各種団体等の状況**  （３）ＮＰＯ等について  「ＮＰＯ」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「ＮＰＯ法人」とは、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在町には、福祉分野で活動する２つの団体があります。  一方、洋野町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は71団体あり、様々な分野で活動を行っています。 | 第２章　地域福祉を取り巻く現状  **２　各種団体等の状況**  （３）ＮＰＯ等について  「ＮＰＯ」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「ＮＰＯ法人」とは、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在町には、福祉分野で活動する２つの団体があります。  一方、洋野町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は71団体あり、様々な分野で活動を行っています。  また、町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が、「認可地縁団体」として法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できます。  近年、区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等を行うところが増えてきている状況にあります。  なお、町には、現在３団体の認可地縁団体があります。 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| 第３章　計画の基本的な考え方  **１　計画の基本理念**  **安心して健やかに暮らせる地域協働のまちづくり**  住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく暮らすことは多くの住民の願いです。地域福祉とは、地域住民の暮らしの基盤である家庭とそれを取り巻く地域が、暮らしの中で生じるさまざまな生活課題を受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいける仕組みづくりです。地域で暮らす様々な人々の個性や価値観を認め合い、たとえいろいろな困難を抱えている人がいたとしても、支え合い・助けあいで自立を支援し、ともに生きる社会をつくっていかなければなりません。  この計画では、洋野町総合計画に掲げる６つの基本目標のうち、地域福祉と特に関係が深い「基本目標１　住民みんなで取り組む“地域協働のまちづくり”」と「基本目標３　思いやりあふれる“健康福祉のまちづくり”」と「基本目標６　安全・安心で“暮らしやすいまちづくり”」を引用し、「安心して健やかに暮らせる地域協働のまちづくり」を基本理念として、行政や事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりの実現を目指します。  **２　計画の基本目標**  **１．地域で絆を深めるまちづくり**  **２．地域でともに支え合うまちづくり**  **３．地域で適切な支援を受けられるまちづくり**  **４．地域で安心・安全のまちづくり** | 第３章　計画の基本的な考え方  **１　計画の基本理念**  **安心して健やかに暮らせる地域協働のまちづくり**  住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく暮らすことは多くの住民の願いです。地域福祉とは、地域住民の暮らしの基盤である家庭とそれを取り巻く地域が、暮らしの中で生じるさまざまな生活課題を受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいける仕組みづくりです。地域で暮らす様々な人々の個性や価値観を認め合い、たとえいろいろな困難を抱えている人がいたとしても、支え合い・助けあいで自立を支援し、ともに生きる社会をつくっていかなければなりません。  この計画では、第２次洋野町総合計画に掲げる７つの基本目標のうち、地域福祉と特に関係が深い「基本目標２　住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」と、「基本目標５　安全でだれもが快適に暮らすまちづくり」と、「基本目標６　人と人との“絆”を紡ぐまちづくり」を引用し、「安心して健やかに暮らせる地域協働のまちづくり」を基本理念として、行政や事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりの実現を目指します。  **２　計画の基本目標**  **１．地域で絆を深めるまちづくり**  **２．地域でともに支え合うまちづくり**  **３．地域で適切な支援を受けられるまちづくり**  **４．地域で安心・安全のまちづくり** |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| **３　計画の体系**  ４つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。 | **３　計画の体系** |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
|  | **４　基本方針**  （１）本計画における圏域は、旧小中学校区・中学校区単位を基本とします。  　　　〇　久慈広域連合管内の本町の日常生活圏域は、種市地域と大野地域の旧町村単位となっていますが、圏域の範囲が大きく、地域文化、商業圏域、交流範囲も異なることから、絆をつなぎやすい旧小学校区・中学校区単位とします。  　　　〇　多機関の協働による包括的支援体制を構築するための相談支援包括化推進員や第３層の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が支援しやすい範囲とします。  　　●圏域のイメージ図  児童相談所、総合相談センター等  第６層：県・広域の圏域    県や広域での連携、総合的な支援や相談等  基幹型地域包括支援センター  基幹相談支援センター  子育て世代地域包括支援センター  第５層：町全域の圏域    町全体を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲  身近な地域での専門的な相談・支援等  第４層：日常生活圏域（種市、大野）    地域包括支援センター  地域福祉活動に関する情報交換、連携・専門家による支援・活動計画の作成  第３層：旧小学校区・中学校区の圏域    小地域  防犯、防災活動、民生委員活動、ふれあいサロン等の日常的支援の実施  第２層：自治会、町内会の圏域    第１層：自治会、町内会の組・班の圏域    個人・家族  （２）各圏域の自助・互助を強化する。  （３）地域福祉を推進するための人材育成と身近な拠点を整備する。  （４）医療・保険・子育て・教育・就労・介護・予防介護・住まい・住まい方・生活支援等の  連携と洋野町健康福祉総合推進協議会と地域ケア会議を充実する。  （５）地域における効果的な防災対応を推進する。  （６）生活困窮者に対する地域完結型の支援機能を構築する。 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| 第４章　現状と課題及び今後の方向性  **１　地域で絆を深めるまちづくり**  （１）地域福祉の意識づくり  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 * 高齢者や障がい者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。 | | 社会福祉協議会 | * 社協だよりをはじめ各種広報活動、地域福祉懇談会などの開催を通じて、町民の福祉意識の啓発に努めます。 * 体験学習や出前講座、各種教室開催などにより世代間交流を含めた福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。 | | 町（行政） | * 福祉教育や各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。 * 学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童生徒の地域福祉への理解を深めていきます。 * 町が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。 | | 第４章　現状と課題及び今後の方向性  **１　地域で絆を深めるまちづくり**  （１）地域福祉の意識づくり  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 * 高齢者や障がい者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。 | | 社会福祉協議会 | * ホームページ、社協だよりをはじめ各種広報活動、地域福祉懇談会、福祉まつりなどの開催を通じて、町民の福祉意識の啓発に努めます。 * 体験学習や出前講座、各種教室開催などにより世代間交流を含めた福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。 | | 町（行政） | * 福祉教育や各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。 * 学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童生徒の地域福祉への理解を深めていきます。 * 町が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （２）地域の交流の推進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持つとともに、ひとり暮らしや子育て世帯などが地域で孤立するのを防ぐため、声かけ、安否確認など交流を活発にします。 * 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 * 行政区や自治会での活動、地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めるとともに、高齢者や障がい者などとも積極的に交流します。 * 地域住民の防災意識を醸成します。 | | 社会福祉協議会 | * 地域単位でのふれあい活動を通じて、同世代のみならず、世代間の交流やふれあいを啓発します。 * ｢高齢者のふれあいサロン」「ささえあいマップづくり」などの地域単位での活動支援を通じて、助けてほしいといえる環境づくり、ふれあいづくりを啓発します。 | | 町（行政） | * 各種地域行事など、町民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。 * 保育所や幼稚園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとのふれあう機会の創出に努めます。 * 町民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。 * 公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。 | | （２）地域の交流の推進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持つとともに、ひとり暮らしや子育て世帯などが地域で孤立するのを防ぐため、声かけ、安否確認など交流を活発にします。 * 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 * 行政区や自治会での活動、地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めるとともに、高齢者や障がい者などとも積極的に交流します。 * 地域住民の防災意識を醸成します。 | | 社会福祉協議会 | * 地域単位でのふれあい活動を通じて、同世代のみならず、世代間の交流やふれあいを啓発します。 * ｢高齢者のふれあいサロン」「ささえあいマップづくり」などの地域単位での活動支援を通じて、助けてほしいと言える環境づくり、ふれあいづくりを啓発します。 * 出会いや結婚を希望する独身男女を応援するため、出会い支援をします。 | | 町（行政） | * 各種地域行事など、町民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。 * 保育所や幼稚園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとのふれあう機会の創出に努めます。 * 町民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。 * 公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （３）生きがい活動の促進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習や就労など、生きがいを感じることのできる場を地域で探します。 * 高齢者などが積極的に社会参加し、自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。 * 一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践します。 * 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。 | | 社会福祉協議会 | * 体験学習や出前講座、各種教室等を実施しサークル活動への協力援助など、生きがいづくりを支援します。 * サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。 | | 町（行政） | * 生涯学習の機会を充実するとともに、町民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。 * 高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、老人クラブなどによる生涯現役活動づくりを支援します。 * 高齢者の能力や経験が活かせるよう、地域活動交流センターへの登録を呼びかけ、就労機会の確保に努めます。 * 子どもから高齢者まで障害のある人もない人も、全ての町民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベントなどを実施しながら、活動の普及・推進を図ります。 | | （３）生きがい活動の促進 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| **２　地域でともに支え合うまちづくり**  （１）団体活動への支援  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * ボランティアなどの団体活動の重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 * 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動等に参加します。 | | 社会福祉協議会 | * 様々な講座を開催し、団体活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティア等の育成を推進します。 * 地域活動やボランティア活動などに取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、講座や教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。 * 団体活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、団体活動に参加しやすい環境をつくります。 * 各団体と情報交換などを行い、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。 | | 町（行政） | * コミュニティ組織の育成・支援に努めるとともに、情報提供に努め、誰もが地域の一員として、自主的・主体的に社会活動へ参加できるような環境づくりを推進します。 * 地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かせるよう、各団体と連携し、教室等の開催に取り組むとともに、様々な経験や知識をもった地域の人材を登録、活用できる仕組みづくりに努めます。 * ＮＰＯ法人やボランティア団体などの活動状況や協力者の募集情報などの情報提供に努めます。 * ＮＰＯ法人やボランティア団体などの活動などについて、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。 | | **２　地域でともに支え合うまちづくり**  （１）団体活動への支援  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * ボランティアなどの団体活動の重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 * 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動等に参加します。 | | 社会福祉協議会 | * 様々な講座を開催し、団体活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティア等の育成を推進します。 * 地域活動やボランティア活動などに取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、講座や教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。 * 団体活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、団体活動に参加しやすい環境をつくります。 * 各団体と情報交換などを行い、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。 | | 町（行政） | * コミュニティ組織の育成・支援に努めるとともに、情報提供に努め、誰もが地域の一員として、自主的・主体的に社会活動へ参加できるような環境づくりを推進します。 * 地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かせるよう、各団体と連携し、教室等の開催に取り組むとともに、様々な経験や知識をもった地域の人材を登録、活用できる仕組みづくりに努めます。 * ＮＰＯ法人やボランティア団体などの積極的な参入と法人化を促進するとともに、活動状況や協力者の募集情報などの情報提供に努めます。 * ＮＰＯ法人やボランティア団体などの活動などについて、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （２）ボランティア活動の促進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 * 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。 | | 社会福祉協議会 | * 様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。 * ボランティア講座や各種教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。 * ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、有償ボラティアにも取り組み、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。 * 岩手県社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーやボランティアコーディネーターの育成に努めます。 | | 町（行政） | * 各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。 * 地域にいる様々な経験や知識をもった人材が地域で活動できる環境づくりに努めます。 * 各学校を通じ、学生ボランティアの育成を図るとともに、各関係機関と連携して地域活動への参加機会を提供します。 * 住民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやＮＰＯ法人が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。 | | （２）ボランティア活動の促進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 * 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。 | | 社会福祉協議会 | * 様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。 * ボランティア講座や各種教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。 * ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、有償ボラティアにも取り組み、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。 * 岩手県社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーやボランティアコーディネーターの育成に努めます。 | | 町（行政） | * 各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。 * 地域にいる様々な経験や知識をもった人材が地域で活動できる環境づくりに努めます。 * 各学校を通じ、学生ボランティアの育成を図るとともに、各関係機関と連携して地域活動への参加機会を提供します。 * 住民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやＮＰＯ法人が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。 * 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （３）地域福祉のネットワークづくり  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 身近な虐待やＤＶに関心をもち、日頃から声を掛け合うなど発生の防止に努めるとともに、虐待の疑いがある場合には、すみやかに関係機関へ通報します。 | | 社会福祉協議会 | * 隣近所の見守りや相談窓口などで、虐待やＤＶに関する情報があった場合には、対応策を検討するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、すみやかに関係機関へ連絡します。 | | 町（行政） | * 虐待やＤＶに関する相談窓口の広報を行うとともに、各相談窓口や専門機関など関係機関との連携体制を密にし、個人情報の保護にも留意しながら、円滑な対応体制の構築に努めます。 | | （３）地域福祉のネットワークづくり  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 身近な虐待やＤＶに関心をもち、日頃から声を掛け合うなど発生の防止に努めるとともに、虐待の疑いがある場合には、すみやかに関係機関へ通報します。 | | 社会福祉協議会 | * 隣近所の見守りや相談窓口などで、虐待やＤＶに関する情報があった場合には、対応策を検討するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、すみやかに関係機関へ連絡します。 | | 町（行政） | * 虐待やＤＶに関する相談窓口の広報を行うとともに、各相談窓口や専門機関など関係機関との連携体制を密にし、個人情報の保護にも留意しながら、円滑な対応体制の構築に努めます。 * 多機関の協働による包括的支援体制の構築に務めます。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| **３　地域で適切な支援を受けられるまちづくり**  （１）福祉サービスの充実  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。 * 地域包括ケアシステムの一端を担う者としての自覚をもち、見守りや助け合いなどに積極的に参加します。 | | 社会福祉協議会 | * 地域のサービスニーズと既存のサービスのバランスをチェックするとともに、各種地域資源との連携を通じて、新しいサービスの充実に努めます。 | | 町（行政） | * 地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。 * 町で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各福祉サービスの拡充に努めます。 * サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。 * 住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、地域密着型のサービス提供を促進するとともに、事業者やＮＰＯなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。 | | **３　地域で適切な支援を受けられるまちづくり**  （１）福祉サービスの充実 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （２）情報提供・相談体制の充実  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。 * 民生委員・児童委員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。 | | 社会福祉協議会 | * 社協だよりや出前講座等による情報提供の充実を図るとともに、地域の身近なところで保健福祉に関する相談をワンストップで受けることができる総合相談支援体制の整備を促進します。 * 職員の研修を行うなど相談事業の強化に努めます。 | | 町（行政） | * 広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員との連携などにより、福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。 * 個人情報の保護に留意しつつ、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、研修などを通じて相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。 | | （２）情報提供・相談体制の充実  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。 * 民生委員・児童委員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。 | | 社会福祉協議会 | * 社協だよりや出前講座等による情報提供の充実を図るとともに、地域の身近なところで保健福祉に関する相談をワンストップで受けることができる総合相談支援体制の整備を促進します。 * 職員の研修を行い、総合的に相談に応じる体制の強化に努めます。 | | 町（行政） | * 広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員との連携などにより、福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。 * 個人情報の保護に留意しつつ、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、研修などを通じて相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。 * 地域の課題を包括的に受け止める場の整備に努めます。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （３）権利擁護の推進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * サービス事業者に関する情報や苦情・相談機関についての情報の共有化を図ります。 | | 社会福祉協議会 | * 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に協力し、利用者と日常生活自立支援事業の支援員との連絡調整に努めます。 | | 町（行政） | * サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。 * 事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。 * 成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。 * 事業者への適正な指導や監査を行います。 | | （３）権利擁護の推進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * サービス事業者に関する情報や苦情・相談機関についての情報の共有化を図ります。 | | 社会福祉協議会 | * 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に協力し、利用者と日常生活自立支援事業の支援員との連絡調整に努めます。 | | 町（行政） | * サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。 * 事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。 * 成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。 * 事業者への適正な指導や監査を行います。 * 必要な人が必要なときに成年後見制度を利用できる地域体制の構築に務めます。 * 権利擁護人材の資質向上のための支援体制を構築していきます。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| **４　地域で安全・安心のまちづくり**  （１）災害時支え合いの推進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 日頃の近所付き合いの中から、高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を築きます。 * 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行います。 | | 社会福祉協議会 | * 関係機関と連携を図り、災害ボランティアの育成に努めます。 * 介護施設等との連携を図り、緊急時の避難対策に努めます。 * ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。 | | 町（行政） | * 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防災の意識づくりに努めます。 * 警察署や消防署、自主防災組織との連携体制を構築し、防災情報の共有を図るとともに、防災に関する自主活動の活性化を推進します。 * 広報紙への掲載や説明会の開催などにより、災害時要援護者の避難支援に関する内容の周知を図るとともに、防災訓練などで実践的、効果的な防災対策を講じます。 * 災害時の安全を確保できるよう、災害時要援護者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。 * 災害時要援護者などの避難を考慮した、避難所用緊急物資の整備に努めます。 | | **４　地域で安全・安心のまちづくり**  （１）災害時支え合いの推進  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 日頃の近所付き合いの中から、高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を築きます。 * 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行います。 | | 社会福祉協議会 | * 関係機関と連携を図り、災害ボランティアの育成に努めます。 * 介護施設等との連携を図り、緊急時の避難対策に努めます。 * ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。 | | 町（行政） | * 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防災の意識づくりに努めます。 * 警察署や消防署、自主防災組織との連携体制を構築し、防災情報の共有を図るとともに、防災に関する自主活動の活性化を推進します。 * 広報紙への掲載や説明会の開催などにより、避難行動要支援者の避難支援や災害派遣福祉チームに関する内容の周知を図るとともに、防災訓練などで実践的、効果的な防災対策を講じます。 * 災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。 * 避難行動要支援者などの避難を考慮した、避難所用緊急物資の整備に努めます。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （２）防犯対策の充実  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 * 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 | | 社会福祉協議会 | * 各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。 | | 町（行政） | * 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯の意識づくりを呼びかけます。 * 防犯施設の充実、地域の安全環境づくりを支援するため、防犯灯の設置について推進します。 * 警察署や消防署、地域防犯組織との連携体制を構築し、防犯情報の共有を図るとともに、防犯に関する自主活動の活性化を推進します。 * 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 * 事件の発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 * 高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。 | | （２）防犯対策の充実  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 * 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 | | 社会福祉協議会 | * 各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。 | | 町（行政） | * 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯の意識づくりを呼びかけます。 * 防犯施設の充実、地域の安全環境づくりを支援するため、防犯灯の設置について推進します。 * 警察署や消防署、地域防犯組織との連携体制を構築し、防犯情報の共有を図るとともに、防犯に関する自主活動の活性化を推進します。 * 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 * 事件の発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 * 久慈広域消費生活センターと連携し、高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| （３）ユニバーサルデザインのまちづくり  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 学校や商店街などと連携して、地域における障害物等の確認を行い、その改善方策を検討、実行します。 * 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪をしません。 | | 社会福祉協議会 | * 研修会や会議、キャップハンディ体験学習等を通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。 | | 町（行政） | * ｢バリアフリー新法｣や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 * 公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。 * 「ひとにやさしいまちづくり」の理念について、広報紙やホームページ、啓発冊子による啓発、セミナーや講座の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。 | | （３）ユニバーサルデザインのまちづくり  《今後の方向性》   |  |  | | --- | --- | | 取組主体 | 取組内容 | | 地域住民 | * 学校や商店街などと連携して、地域における障害物等の確認を行い、その改善方策を検討、実行します。 * 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪をしません。 | | 社会福祉協議会 | * 研修会や会議、キャップハンディ体験学習等を通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。 | | 町（行政） | * ｢バリアフリー新法｣や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 * 公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。 * 「ひとにやさしいまちづくり」の理念について、広報紙やホームページ、啓発冊子による啓発、セミナーや講座の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。 * ひとにやさしい駐車場利用証制度やヘルプマーク等の普及啓発に努めます。 | |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
| 第５章　計画の推進  **３　計画の進捗管理**  計画の進捗管理にあたっては、「福祉課」が事務局となり、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。 | 第５章　計画の推進  **３　計画の進捗管理**  **（１）　ＰＤＣＡサイクルによる評価と見直し**  計画の進捗管理にあたっては、「福祉課」が事務局となり、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。  計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。  「ＰＤＣＡサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。各年度において、地域福祉サービス等の見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。  ●ＰＤＣＡサイクルの概念図 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
|  | **（２）　計画におけるＰＤＣＡサイクルとその体制**    国の基本指針等を踏まえ、地域福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。  ○　成果目標及び活動指標については、洋野町健康福祉総合推進協議会及びその協議会内に置く地域福祉部会において、少なくとも１年に１回その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。  また、新たな課題や多様化していくニーズに対するサービス基盤について協議し、計画達成のためのネットワークを図るほか、相互に個性を尊重しながら、誰もが住みなれた地域において、安心して暮らせるよう、共に支え合う社会を実現するために、次の方針により本計画の推進に努めます。   1. 計画推進に必要とされる専門的な人材育成の推進   ②　まちおこし、商工、農林水産、土木、保健、医療、労働、教育、社会教育、環境、交通、住宅、防犯・防災政策等の関連分野との連携体制の構築 |

地域福祉計画中間見直し（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　前 | 改　正　後 |
|  | **（３）　計画における成果目標及び活動指標**   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区　　分 | H30 | H34 | 備　　考 | | 第３層の協議体数（高齢者） | ０  ※ | すべての旧小学校・中学校区単位で協議体が整備されている | ※30年度時点の協議体数は、設置に向けた委託業務の結果により変更する場合あり。 | | 地域福祉コーディネータの配置（地域福祉） | ０ | 日常生活圏域ごとに配置されている | 福祉活動専門員（ＣＳＷ）の資格者は確保されている。 | | 全世代・全対象型包括支援体制の構築（地域福祉） | ０ | 町内で整備 | H30子育て世代包括支援センター創設  H31基幹型地域包括支援センターの創設  H32基幹相談支援センター創設予定 | | 相談支援包括化推進員の配置（地域福祉） | ０ | 日常生活圏域ごとに配置されている |  | | 成年後見制度利用促進のための中核機関の設置（地域福祉） | ０ | 広域管内で整備されている |  | | 居住支援法人の配置（高齢、障害、児童） | ０ | 町内全域で１カ所以上配置されている |  | | 福祉事務所を設置していない町村による相談に実施（生活困窮者自立支援） | ０ | 町内全域で１カ所以上配置されている |  | | 総合型のセンターの創設 | ０ | 町内に整備 |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区　　分 | H30 | H34 | 備　　考 | | 市民後見人養成者数 | 1 | 10 | H29に1人養成以降、養成されていない。 | | 成年後見制度利用者数 | 9 | 30 | H31.1現在の町民の利用者数 | | 生活保護世帯の新規就労者数 | 3 | 5 | H31.1現在 | | 生活困窮者の新規就労者数 | 2 | 5 | H31.1現在 | | 社会貢献活動する社会福祉法人数 | － | 6 | 町内全ての社会福祉法人 | |